

「心のバリアフリー」に向けた 汎用性のある研修プログラムについて

1. 「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラム

1) 目的

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に定められた「心のバリアフリー」の考え方を踏まえ、以下3点の“気づき”を受講者に与えることを目的とする。”気づき“の詳細は添付2に記載する。

- ①「障害はどこにあるのか？」を理解する（「障害の社会モデル」の理解）
- ②社会にある「バリア」によって人々に生じている困りごとや痛みに気づく
- ③共生社会をつくるために、具体的な行動を起こす

2) 当事者参画

- ①各社で本研修プログラムの実施に向けた企画を行う際に、本研修プログラムの主旨を理解した障害当事者（「障害当事者アドバイザー」）の参画を得て、その視点を反映させることとする。
- ②企業で本研修プログラムを実施する際には、できる限り、障害当事者の参画を得て、受講者が障害当事者と対話する機会を提供すること。具体的には、自らの体験を通じて心のバリアフリーの理念を伝える「語り」を行い受講者に気づきを与える「障害当事者ファシリテーター」及びグループディスカッション時に各グループの議論に加わり、そこでの対話を通じて受講者に気づきを与える「障害当事者サポーター」が参加することが望ましい。障害当事者の参画が難しい場合には、DVDの活用等も可とする。
- ③なお、本研修プログラムに参画する障害当事者の役割及び求められる資質等については、添付3に記載した通りとする。企業が社内の障害当事者の参画を得る場合にも、この資質等に鑑み、事前研修等を行うこととする。

3) 研修の構造・内容

- ①本研修プログラムの企画に当たっては、上記の“気づき”を与えるプログラムを各企業の実態に応じて組み立てることとする。なお、研修の前後で受講者が上記“気づき”を得られたかを知識面及び行動面から評価し、PDCAサイクルを恒常的に回すことにより、プログラムの改善を図ることとする。
- ②特に、以下の要素を満たすプログラム（以下、「基本プログラム」と言う。）を、雛形を基に、広く多くの社員（可能であれば全社員）に展開する

ことが期待される。

(基本プログラムの要素)

- ・90～120分程度をかけて、障害当事者との対話やグループディスカッションを含み、上記の“気づき”を与える集合研修を行う。なお、受講者がこの“気づき”に基づき、具体的な行動を起こす様、行動宣言を行ったり、自職場において“気づき”を他の社員と共有していくことが望ましい。
- ・集合研修とは別に、様々な種別の障害に関する知識等を得るためのセルフワークを行うよう促す。
- ・基本プログラムを広く多くの社員に展開することを第一とするが、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までに、より多くの社員（全社員等）に何らかの研修を展開したいと企業が考えた場合においては、短時間の導入研修等を構築して実施していくことも有効である。

(基本プログラムの雛形)

- ・基本プログラムの構成の雛形（添付4）
- ・本研修プログラムの理念をまとめたテキストの雛形（添付5）
- ・セルフワークのためのテキストの雛形（添付6）

③接遇を行う社員や心のバリアフリーを社内で展開していく中心的な役割を担う社員等に対しては、上記の基本プログラムだけでなく、障害のある人への配慮の実技を行う等の要素を加え、より時間をかけたプログラムを実施することが望ましい。ただし、こうした追加的なプログラムを検討する際にも、「障害の社会モデル」の理解を促進することを目的とするとともに、こうした実技研修では障害当事者の参画を原則とする。

2. 「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラムを実現していく上での課題

1) 本研修プログラムに参画可能な障害当事者の育成

上記の1. 2) 当事者参画を実践するためには、添付3の資質等を満たし、本研修プログラムに参画可能な障害当事者が必要であるが、全国展開を考えた際、その数が不十分ではないかとの懸念がある。今後、障害者団体等が中心となって、本研修プログラムに参画可能な障害当事者の育成に取り組むことが期待される。

2) 本研修プログラムに参画可能な障害当事者と企業とのマッチング

現在、参画可能な障害当事者を企業が見つけ出す方法が確立されていない

いため、障害者団体等が協力する等円滑なマッチングに向けた取組みが必要である。

3) 本研修プログラムで使用する教材等

本研修プログラムの全国展開に向けては、本検討委員会で作成した基本プログラムの雛形の教材等について、見易さ・わかりやすさ等質的な改善が求められる。

4) 意思を表明することが難しい障害のある人の参画について

意思を表明することが難しい障害がある方の参画のあり方について、今後の課題として検討が必要である。

3. 今後に向けて

1) 本研修プログラムの展開

来年度以降、経済界協議会を中心として本格実施し、中小企業を含め全国の企業に広く周知を行う。

2) 残された課題の解決に向けた継続検討

来年度以降も、2. で記載した課題の解決に向けて、内閣官房と経済界協議会や障害者団体等関係者が継続的に検討を行う。

3) その他「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に定められた取組への展開

来年度、本研修プログラムの内容を踏まえ、交通、観光、外食等関係業界において、全国統一の接遇マニュアル等を策定するとともに、普及方法についても検討しとりまとめる。

また、本研修プログラムを国家公務員に対する「心のバリアフリー」研修の検討に反映するとともに、来年度以降、国家公務員の取組を地方公共団体に向けて周知し、地方公務員にも同様の研修が実施されるよう働きかける。

(添付資料)

2.基本プログラムが目指す主な「気づき」

3.本研修プログラムに参画する障害当事者の役割及び求められる資質等について

4.基本プログラムの構成の雛形

5.基本プログラムの理念をまとめたテキストの雛形

6.セルフワークのためのテキストの雛形

※添付資料1.は、本資料である。